

4月1日から 使用料・手数料などが変わります

4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられることに伴い、一部市の使用料や手数料などが変わりますのでご注意ください。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、住民票や戸籍、税などに関する証明、交付、閲覧の手数料、市営住宅使用料などは非課税のためこれまでと変わりありません。

水道料金、下水道使用料など

水道料金、下水道使用料（農業集落排水施設使用料含む）の主な変更点は、次のとおりです。

- (1) 水道料金、下水道使用料などの消費税及び地方消費税の税率が、5%から8%になります。
- (2) 料金の端数処理が、10円未満切捨てから1円未満切捨てになります。

消費税率改定に関する経過措置について

水道料金・下水道使用料などの消費税率は、原則として平成26年4月1日以降検針分の料金から8%となりますが、4月1日以前から継続して水道を利用されている人には、次のような経過措置が適用されます。

●偶数月検針地域

新浜町、東前町、魚河岸、浜町、天神町、大只越町、只越町、大町、大渡町、駒木町、港町、松原町、嬉石町、鈴子町、大平町、鶴住居町、片岸町、両石町、箱崎町、栗林町、橋野町

平成26年6月検針分の料金から8%が適用されます。

| 検針月 | 平成26年 | | | | | | |
|-------------------|-------|---------|----|---------|----|----|----|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
| 4月検針分 (消費税率5%) | | 水道ご利用期間 | | 検針 | | | |
| 6月検針分 (消費税率8%) | | | | 水道ご利用期間 | | 検針 | |

●奇数月検針地域

中妻町、千鳥町、八雲町、上中島町、源太沢町、新町、住吉町、礼ヶ口町、桜木町、小川町、甲子町、定内町、小佐野町、野田町、大字平田、唐丹町

平成26年7月検針分の料金から8%が適用されます。

| 検針月 | 平成26年 | | | | | | |
|-------------------|-------|----|---------|----|---------|----|----|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
| 5月検針分 (消費税率5%) | | | 水道ご利用期間 | | 検針 | | |
| 7月検針分 (消費税率8%) | | | | | 水道ご利用期間 | | 検針 |

●定額料金のお客様は、平成26年5月分の料金から8%が適用されます。

問い合わせ…市水道事業所 ☎23-5881

し尿手数料

| 基準 | 4月1日汲取りから(新料金) | 3月31日まで(旧料金) |
|----------------------------|----------------|--------------|
| 180ℓまで | 1,300円 | 1,270円 |
| 180ℓを超える場合、18ℓまでごとに加算される金額 | 130円 | 127円 |

問い合わせ…市環境課(内線233)

■上記ほか使用料が変わる予定の主な施設など

- 小佐野コミュニティ会館
- 球技場、平田公園野球場、同公園クラブハウス、市民交流センター、中妻体育館、昭和園クラブハウス、市民弓道場、市営プール、青の木グリーンパーク
- 林業センター、多目的集会施設、基幹集落センター、大石地域交流センター
- 鈴子広場
- 市営ビル(事務所)、保健福祉センター
- 釜石大町駐車場(定期利用料金)

※変更後の料金など、詳しいことは市各施設を利用の際にご確認願います。

市の組織機構の一部が変わります

市は、本格復興、少子高齢化、国体などの対応に一層力を入れて取り組むため、平成26年4月1日から組織機構の一部を次のとおり見直します。

(1)復興推進本部を改編

◎被災者支援窓口をワンストップサービスで行うため、仮設住宅運営センターを「生活支援室」に統合します。

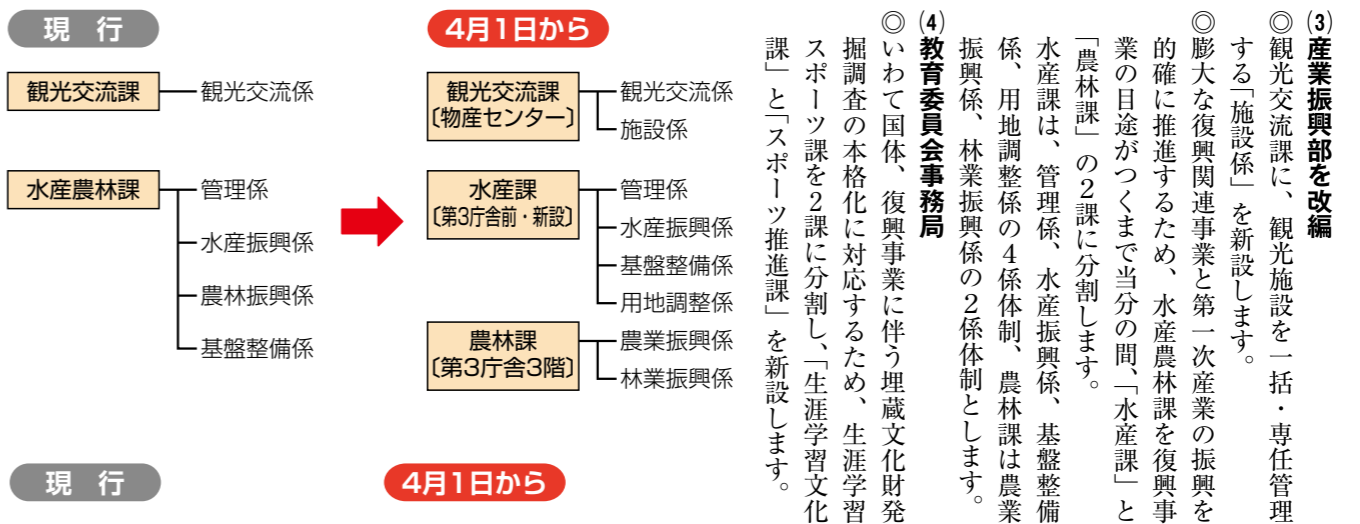
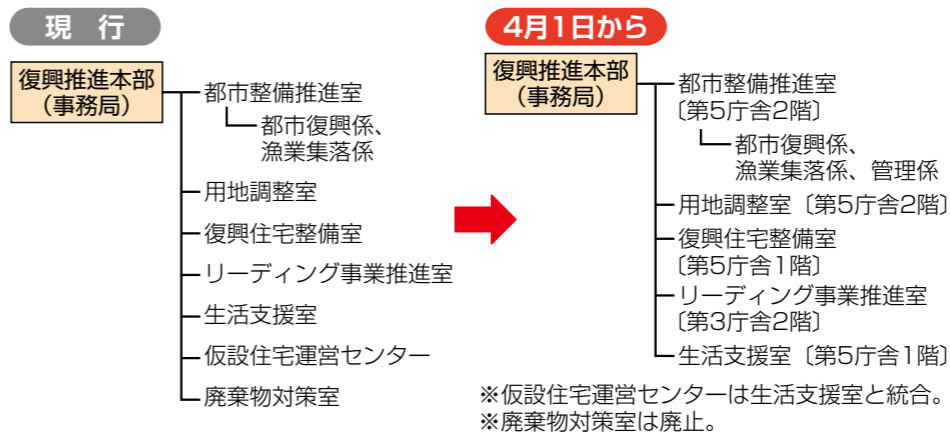
◎ガレキ処理が順調に進み、25年度完了予定であるため「廃棄物対策室」を廃止し、残務処理業務は市民生活部環境課に統合します。

◎復興事業用地の管理、事務手続きなどの所管を明確に区分し、円滑な事業推進を図るため、都市整備推進室に「管理係」を新設します。

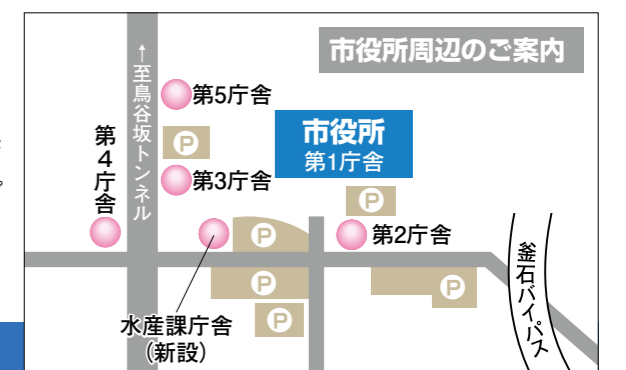
(2)釜石市地域包括ケア推進本部を設置

◎高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者・引きこもり・被災者などが、住み慣れた地域で安心して暮らしが続けられるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の一体的なサービス提供を行うため、「釜石市地域包括ケア推進本部」を新設します。

本部長に副市長を充て、本部事務局を保健福祉センター内に置き、施策の部局横断的な取り組み・調整を行います。



4月1日から



問い合わせ…市総務課(内線115)